

高等女学校教育と良妻賢母観

小 山 静 子

Education in “Kōtōjogakkō” and the Concept of “Ryōsaikenbo”

KOYAMA Shizuko

は じ め に

女子中等教育は、明治32年の高等女学校令を以て初めて制度的に確立したが、そこに於て国家公認の女性観・女子教育規範として確定したのが、良妻賢母主義であった。本論の目的は、この良妻賢母主義の形成過程とその内実とを明らかにすることにある。

良妻賢母観は、後述するように、女大学的女性観と「西欧」的女性観との否定を通じ、「中流以上の女子」を対象として明治20年代に主張され始めた女性観であった。それは、まず、生産活動を生活資料の生産たる獲得労働と生命の生産たる家事労働とに大きく二分した場合、女の本来的役割を家事労働におき、それを男女の性的差違の当然の結果であり、天職であるとみなす女性主義¹⁾の系譜の女性観であるといえよう。しかし、これは平塚らいてうなどの女性主義と異なり、女という存在に、男に対して第二次的価値しか認めない女性主義であった。そしてこれは、その後女を取り巻く社会的状況の変化に伴ってその内実を変化させながら、女の生き方の規範として今なお存在し続けている。従って、女解放思想もまたこれと無関係に主張されることはできなかったという意味で、高等女学校教育に於ける良妻賢母観の解明は、単に女子教育史上ばかりでなく、近代日本に於ける女性観の総体的な把握のためにも不可欠なことを考えられる。

そこで、本論ではまず序章に於て、良妻賢母観の前提として女大学的女性観と「西欧」的女性観について概観したい。次いで第一章に於て、高等女学校令として結実した日清戦後の女子教育必要論の中で登場した良妻賢母観とは、どのようなものであったか検討し、第二章に於て、整備された高等女学校教育に於ける良妻賢母観とはどういうものであり、それは時代とともにどのように変化していったか、修身教科書²⁾の検討を通じて明らかにしたい。そして最後に、良妻賢母観とは何であったか、まとめておこう。

序章 女大学的女性観と「西欧」的女性観

良妻賢母観は、女大学的女性観と「西欧」的女性観との克服を通して形成された。そこで良妻賢母観解明の前提として、この二つの女性観を概観しておこう。

まず女大学的女性観について述べれば、これは江戸時代の武家の女の生活実態を抜きにしては考えられない。彼女らの生活の特徴は、社会的活動から一切排除されていただけでなく、家庭内での対社会関係からも切り離されていたことである。というのは、家庭内では社会との関係性の有無により、「表」と「奥」との明確な区分があり、前者は男の領分、後者は女の領分として、お互いに他の領分へは口出ししない原則だったからである。

「女の雇人は女の使うものだから、亭主…はそれに係り合わない。奥様・御新造様・お上さん、とにかく主婦がそれを見る」(『三田村鳶魚全集』第11巻, p.167, 中央公論社, 1975)。「侍衆でありますと、表へ来たお客には女を出さない。若党が出て取りはやします。手許不如意で、そういう者がいなければ、仕方がないから自分の子供を出す。けれども女房だの、娘だのは出さなかったものです」(同, p.189)。

つまり、この「表」と「奥」との領分に応じて家庭内での男女の分業が存在したのであるが、注目すべきは、男児の教育は男が、女児の教育は女が担当したことである。

「男児の躰けは、父親の受け持ちであったといふ方が適当かも知れません」(山川菊栄『武家の女性』p.258, 三国書房, 1943)。「日本の家庭の常として、家事は、とりわけ女の子の教育は、いっさい女の手にゆだねられておりました」(杉本鉞子「武士の娘」『世界ノンフィクション全集』8, p.378, 筑摩書房, 1960)。

かような女の生活実態に則して女大学的女性観が存在した。では、その特徴は何だったのか。それは第一に、「男＝陽性、女＝陰性」とおくことによって、女は先天的に理性に於て男に劣るとし、それ故に妻は夫に依存すべきであり、夫に絶対的に服従すべきであるとする考え方であった。

「女は陰性なり。陰は夜にて暗し。所以に女は男に比ぶるに、愚かにて目の前なる可然ことをも知らず。又人の誹るべきことをも弁えず……斯く愚かなる故に、何事も我が身を謙りて夫に従うべし」(石川松太郎編『女大学集』p.54, 平凡社, 1977)。

第二の特徴は、對自己道德と対家族道德(特に対夫、対舅姑)だけで徳目が構成され、諸徳目は全て妻・嫁としての心構えに収斂していることから知られるように、女の存在意義が妻・嫁という面に限定されていることである。一人の独立した女としての生き方が説かれていないのは勿論のこと、母としての女のあり方についても触れられていないのである。言わば、良妻と賢母ではなく、良妻としての側面だけが当時⁽¹⁾に於て問題化していたことが窺われ、女大学的女性観は良妻論であったといってよいだろう。というのも、女にとって女児の教育は、男児の教育と違い、良妻としての実践の中で同時に遂行し得るものであったので、賢母の側面は良妻の側面に内包されていたからであった。

次いで、「西欧」的女性観についていえば、明治20年代に於て、それは次のような男女同権論たる女子権利説と、女子職業論たる女子独立説として理解されていた。

「女子権利説に拠れば、女子も男子と全く社会独立の一員にして、各自の思ふ所を為して、憚る所あるべからず。男子に参政の権利あれば、女子にも、亦参政の権利あり。其他社会に成立する事業にして、男子の従事すべき者は、女子も、同く之に従事し得べからざるの理由あることなし。各自の智能才力に応じて、取得すべき利益は、等く之を享受し得て、男女に依て、区別を立るは、天理の当然にあらざるなりと云ふに在り」(社説「女子の風儀」(一)『教育時論』明治25年6月15日号, 以下, 明25, 6, 15, というふう⁽²⁾に略す)。「女子独立説に曰く、我国の女子は、⁽³⁾鄙屈不活潑にして、一身を挙げて男子の犠牲となし、独立の意志に依て、事物を処理することを能はず。……故に女子をして独立せしめんと欲せば、先づ女子をして、独立に衣食住の資を得べからしむるの道を開かざるべからず。是に於て女子の職業を奨励するの論起れり」(同(二), 明25, 6, 25)。

即ち、「西欧」的女性観とは、獲得労働も女の本来の労働の一つと考え、参政権や獲得労働に女が男と平等に参加することをめざす女性観を意味していたのである。19世紀末の実際の欧米に於ける女性観をこのようなものとして総括し得ないことは当然であるが、当時の人々にとってこういう見方は一般的であった。

しかし、女大学的女性観も「西欧」的女性観も、「女大学女今川状は今の世に適せず、欧米の女子教育は我が国風と相容れず」（「高等女学校を度外視する勿れ」同、明32, 6, 25）とあるように、当時の日本の状況にそぐわないものであった。というのは、一方で、「外」と「表」と「奥」とを合わせた「内」という男女の分業が生じ、他方で、男女の別を問わない抽象の人間として女をとらえる考え方が一般化しつつあるなかで、女大学的女性観は「奥」に女を押し込め、抽象の人間として女をとらえはしなかったし、「西欧」的女性観は男女の性的分業を無視し、女の本来の労働を獲得労働にまで広げていたからであった。そしてここに、一方で男女の別を問わずに、女を抽象の人間または抽象の国民としてとらえ、他方で男女の別を重んじて、女の本来の役割を「内」たる家事労働全般に求める女性観が要請される必然性があったのである。これが良妻賢母観であった。

第一章 女子教育必要論に於ける良妻賢母観

この良妻賢母観が本格的に登場したのは、女子中等教育必要論の中に於てであった。

女子中等教育は、基督教者など一部を除いて、教育世論上も教育政策上もほとんど無視されていた分野であった。しかし、日清戦争前後から良妻賢母の育成の必要性を盛んに唱える女子教育論が、単に女子教育関係者だけでなく、政策担当者の口にも上るようになり、それは高等女学校令として結実した。そこで、何故女子教育の必要性が認識せられるに至ったか、ここで主張された良妻賢母観はどのような女性観であったか、教育雑誌を中心に、一応高等女学校令が公布された明治32年までの教育意見に焦点を当てて考察したい。

抑々、男子中等教育に比べて女子中等教育の制度的確立が十年以上も遅れ、政府の無政策ともいえる状態が長く続いたのは何故なのか。それは結局は次の言葉に代表される女子教育観の反映ではなかったのだろうか。

「高等女学校ノ如キ、其利益ノ及ブ所ハ、単ニ之ガ教育ヲ受ケタル一個ノ女子、若クハ其女子ノ嫁シタル一家ニ被フルニ過ギズシテ、到底全般人民ノ利益トナル者ニアラズ、之ヲ如何ンゾ、妄ニ国財ヲ消糜シテ、女子教育ノ事ニ充ツベケンヤ。然リト雖、女子モ亦是レ一個ノ国民ナリ。故ニ国民タル性格ニ於テハ、男子ト同一ノ教育ヲ受ケシメザルベカラザルコト論ヲ待タズ。即チ小学校ノ教育ハ男子ト女子トヲ問ハズ、略同一ノ程度ニ之ヲ受ケシメザルベカラズ」（社説「高等女学校ハ政府ニテ篤ク保護スルニ及バズ」同、明22, 1, 15）。

つまり、ここでは、具体化・特殊化されていない国民たる抽象の人格としての女のための教育は、国家にとって重要と考えられているが、妻・母という家事労働を担うものとしての女のための教育は、国家にとって重要であるとは考えられていない。そして前者は小学校段階で十分であるから、それ以上の高等女学校教育は不必要なものとみなされているのである。何故なら、『教育時論』に於ては、後者は個人の、或いはせいぜい家族の利益にとどまり、社会・国家に還元されないと考えられていたからである。

女子中等教育必要論は、この不必要論を論理的に克服する形で、即ち、妻として母としての女のための教育に、抽象的国民としての女のための教育と同じように、国家的利益が存在することを示すことによって主張された。それは第一に賢母教育の点から説かれた。つまり、子を育て、家庭で教育を行なう母としての側面に着目し、将来の国民の養成という観点から、母の重要性、女子教育の必要性が論じられたのである。

「家庭教育の本尊は父にあらず夫にあらず、主として賢母良妻に在りて存すればなり……斯の本尊を得ること固より人間社会即ち其の一団体なる国家の希望にして、此の希望を達するの途は夫れ唯女子教育に在るのみ、故に将来益有為なる我が国民を得んには其の国民を養育するに適する母を作らざる可からず」（秋月新太郎「女子教育管見」『大日本教育会雑誌』明28, 7, 1）。

そして女子教育必要論は、この賢母教育の点に最も重点をおいており、この点は明治20年代初めより繰返し主張されていたものであった。

第二に、内助・齐家を担う良妻教育の点より説かれた。つまり、男の出征や経済的対外進出の際、男の十分な目的達成のため「後顧の憂をなくすこと」や、知識による内助に女の国家的貢献があり、そのために女子教育が必要とされたのである。

「女子教育の盛なる国に在ては半数の人員農又商業に関する知識を有するを以て、男子の農工商の業を助くることを得べく、而して其助くる所は徒に労働を供するに止まらざるへし」（細川潤次郎「国力と女子教育との関係」同、明28, 5, 1）。「男子が教育上より、養成し得たる義勇報公の観念を実行せんとするに際し、其の意志の力を強めて、其の実行を容易ならしむると、実業の為め、家國を離れんとするに際し、内顧の患なからしむるの二者を以て、女子教育の方針を定めざるべからざるや、明なりとす」（社説「女子教育の方針を確定すべし」『教育時論』明27, 12, 15）。

第三に、女の性格を男に及ぼすことによって社会風儀改良を行なうために、女子教育振興の必要性が説かれた。

「社会の風教を維持して、道徳を進むるのには、無邪気なる女子のコンモンセンスが発達すること最も大切である、今日道義地に墜ち、人心腐敗したのを救ふには、女子教育を盛んにするより外はない、女子の男子に及ぼす勢力は非常の者である」（「大隈伯の女子教育談」同、明32, 9, 5）。

以上みてきたように、女子教育必要論は妻・母としての女の役割を国家と関連させることによって主張されており、まさにこの点が日清戦後の女子教育論の特徴であった。そしてこのことは、初めて女が抽象的人格としての国民としてだけでなく、家事労働を通して国家に貢献する具体的国民としてとらえられたことを意味していた。だが注意すべきは、その国家的貢献は夫・子を通しての間接的なものであると考えられていたが故に、男の担う獲得労働の直接的貢献に対して、家事労働は国家にとって第二次的有用性しか持たなかったことである。従って、女もまた男に対して第二次的国民としてしかとらえられなかったのである。また、家庭にとっては、家事労働は直接的貢献をするものではあったが、獲得労働と違い交換価値を生まないが故に、あくまで家事労働は獲得労働に対して低い位置にしかおかれなかったのである。当時於ては第二次的性としてであれ、良妻賢母親によって女が具体的国民として認められたことは画期的なことであったが、

結局は良妻賢母主義に於ては現在まで一貫して、国家に於ても、家庭に於ても、女は第二次的価値しか与えられなかったのである。そしてこの第二次性に、良妻賢母主義の一つの特徴があるといえよう。

では何故日清戦争にこのような女子教育論が主張されたのだろうか。この点は今後もっと詳細に考察せねばならないことであるが、ただ一つ言えることは、日清戦争を契機として、女が出征する夫・子に対する私的感情よりも国民としての感情を優先させる必要が生じたためであり、従来のただ家庭内存在としてのみあった女に国家意識を喚起することが急務とされたからであった。

「女子教育の振はさる国に於ては女子は家庭の外絶て交際なく、従ひて見聞狭く思想の及ふ所は一家一郷に止まり、公同心乏く愛国心なきか如くなれば、国民の半数は有れとも無きか如く、且男子の国事に従事する者に対し牽制する所あるも、之を奨励することは殆ど無かるへし……此亦一国の兵力に関するの大なる者に非ずや」(細川潤次郎「国力と女子教育との関係」『大日本教育会雑誌』明28, 5, 1)。

既述したように、女子中等教育必要論は、女を家事労働を遂行する具体的国民としてとらえることにより主張されたので、女子中等教育の教育目的や教育内容は、具体的国民たるにふさわしい良妻賢母の育成へと全て収斂されている。

「天職を尽くすに、最も適当なる素養を与ふべき目的を以て、方針を以て、施す所の女子教育は、真の女子教育なり」(社説「女子教育論」『教育時論』明30, 3, 5)。

では、良妻賢母教育とはどのような教育なのか。まず、最も強調されたのが徳育であった。

「徳育に就きては、亦比較上男子よりも女子に肝要なるらん。如何となれば……女子は、内助を主として、舅姑を安撫し児童を教訓し、將た良人に事へ、他人と交接するなど、一日も女徳と離るべからざればなり」(三輪田真佐子「女傑教育と女子教育」同, 明30, 6, 15)。

このような女徳の必要性については、盛んに述べられたが、具体的に、どのような女徳が必要なのか、という点まで言及したものはない。

次いで重視されたのが体育であった。

「女子の体格を強壯にせざる可からずとは、教育界に於ける数年来の呼声なり。……本邦女子の体格の如き、男子に比して、頗る薄弱矮小なるに於ては、銳意之が救治策を講ずるにあらずんば、到底一家の主婦たり、児童の保護者たる責務を尽くすこと能はざるべし」(「女子の体格と精神」同, 明29, 4, 25)。

知育は、家事労働に直接関係ないと考えられたので、興味のない学科は履修する必要がないというふうに軽視されている。

「生徒をして其の生来興味を有せざる科目は随意之を学習せざるを得しめ、其の学習したる学科に就てのみ、卒業証書を与ふることとすれば可なり。女子は、男子の如く、将来社会に立ちて、事業に従事する為に、或る資格を要するが如き必要性存せざればなり」(「女子教育の欠点」同, 明32, 11, 5)。

その他、教育学・生理・衛生・看護の学習の必要性が述べられたが、いずれも妻・母としての任務の十分な遂行のためであることは言うまでもない。

ここで、日清戦後の女子中等教育必要論の中で表われた良妻賢母思想の特徴をまとめておこう。第一に、女の活動範囲を江戸時代の「奥」から、「表」をも含めた家事労働全体へ拡大させて、

それを女の本来的役割としたことである。つまり、良妻賢母親は、男＝獲得労働、女＝家事労働という性的分業の成立を前提としており、その反映でもあったし、その中で特に重点がおかれていたのが、賢母としての側面であった。

第二に、良妻賢母親が単に抽象的人格としての国民でなく、第二次的であれ、家事労働を担う具体的国民として女をとらえていることである。しかしながら、第三に、女及び女の役割の価値を第二次的なものにとらえていることである。

第一・第二の点に於て、良妻賢母親は当時において一定の開明性を持っており、女大学的な女性観とは異なるものであったし、またとりわけ第一の点で、当時の日本の現実と合致せぬ「西欧」的な女性観とも異なるものであった。そしてこの第一・第二の点に、良妻賢母親登場の当時に於ける意義があったのである。

第二章 高等女学校修身教科書に於ける女性観

こうして登場した良妻賢母思想は、高等女学校修身教科書に於てどのような女性観として表われ、またそれはどのような変化を遂げたのだろうか。以下、教授要目が明治28年に制定されて以来、明治34年、44年、大正9年、昭和12年に改正されているので、それに従って時期区分し、検討していきたいが、明治28年から34年までの教科書は明治28年までのものと変化ないと思われるので、明治34年まで一括して扱いたい。

第一期 明治34年まで

この時期、高等女学校数が少なかったこともあって、教科書はあまり発行されておらず、明治33年の全国高等女学校長会議で修身教科書編纂を文部省に建議する議案が提出されたほどであった。例えば、明治26年に使用されていた教科書⁴⁾は、『論語』等の経書、『勅語衍義』等の教育勅語解釈書、『婦女鑑』『修身女訓』等の女訓書の三種の中からの数冊の組み合わせであり、修身教育の明確な方針や一貫性があったとは言い難い。そしてこのような状態が明治34年まで続いていたといえる。

これらの女訓書は、いずれも明治23年から26年にかけて発行されたものであったが、女大学的な女性観と良妻賢母親との過渡的性格を示しており、前者に近いものから後者に近いものまで、その性格も様々であった。まず、女大学的な女性観の延長上に位置づけ得る特徴をあげてみれば、全ての教科書に於て、第一に、対自己道徳や対家族道徳が徳目の大部分を占め、対社会道徳や対国家道徳にはほとんど触れられていないことであり、第二に、三従・柔順・孝・貞節・夫唱婦随など、女訓内容が女大学と同じことである。

しかし、逆に良妻賢母親に近い考え方として、次のように、女の活動範囲の拡大を示す考え方が半数程度の教科書で述べられている。

「一家の主権は、固より夫の手にあれども、……家事経済、家内衛生、家庭教育等の事は、婦人これを管理して、夫に内顧の患なからしめんことを務むべし」（吉田利行、明23、二の巻、p.13表）。

このように、第一章で述べた良妻賢母親の一つの特徴たる女の活動範囲の拡大はみられたが、具体的国民として女をとらえ、家事労働に国家にとっての第二次的有用性を付与する考え方は、全く述べられていない。従って、良妻賢母の育成をめざす高等女学校に於ける教科書として、こ

の時期の教科書ではふさわしくなかったし、教科書編纂が急がれたのも当然のことであった。

第二期 明治34年から明治44年まで

明治34年高等女学校令施行規則改正を契機として、修身教科書は相次いで出版され、一変した。その変化は、徳目の構成上からみると、第一に、対社会道德、対国家道德が登場したことである。執筆者によって個人差があるが、全体の一割から多いものでは三割以上もがこれで占められている。また第二に、女性道德の割合が全徳目の三割前後に減り、男女共通道德が残りをもったことである。そしてこれらの割合は、昭和12年までほとんど変化することなく続いているのである。

次に内容的にみた場合、全ての教科書に於て「男＝外、女＝内」と男女の分業をはっきりと分け、しかも女の役割が単に家庭内だけでなく、国家にとっても重要であることが主張された。

「男子は、主として外に出て、国家社会の業務に従事すべきも、女子は、多く内にありて、家政を治め、家人の和合を謀るを以て、其の任務となす」(井上哲次郎, 明39, 巻2, p.28~29)。「家政を整理し、夫を助け、子女を養育し、以てよく一家の幸福を進め、延いて国家・社会に対する任務を完うせざるべからず」(文部省, 明40, 巻4, p.29 表)。

つまり、この時期に至って初めて、先に検討した良妻賢母親が修身教科書に登場したのであるが、その最大公約数的な良妻賢母像は、次のような女性像であった。

「良妻とは、夫に対して貞節を尽し、舅姑に対して柔順を旨とし、家内の和睦を保ち、親戚朋友の交際を円満にし、又善く家政を治めて夫に内顧の憂なからしむるを云ひ、賢母とは、子女の教養に心を尽し、特に其の徳育体育に意を用ひ、子女をして将来立派なる人たらしむるを云ふ」(井上, 明40, 上級用, p.76)。

しかし、全ての教科書で特に強調されているのが、賢母でなく、夫に対する妻としての態度と女徳であった。例えば、女徳とは、柔和・温良貞淑・従順・礼儀・謙遜・謙讓・勇気・意志などであり、三従などの女の人格を全く無視したものは消滅していたが、「男＝剛、女＝柔」という徳の相違は動かし難い原則であったし、男より二次的な位置にあることが女には要求されたのである。そしてこれらの女徳は昭和12年まで変化することなく、全ての教科書で言及されている。

また夫に対する妻の態度として、貞節と夫唱婦随の必要性が述べられている。

「第一に貞節の操を守らざるべからず。これ夫に対して尽すべき婦人第一の務なりとす」(文部省, 明35, 巻3, p.3 裏)。「女子は、男子に比すれば、身体の力も、心意の力も、共に劣れるものなれば、成長の後、男子に嫁するに及び、夫唱婦随を常道とし、相互の情愛を調和し、円満なる家庭を保ちて、一生の苦楽を偕にせざるべからず」(井上, 明36, 巻3, p.33)。

このようにみれば、女子教育必要論の前提であった、家庭教育に於ける母としての役割の重要性や国家にとっての家事労働の第二次的有用性は、教科書ではあまり触れられていないことがわかる。これについては、具体的にはただ次の点などが説かれたにすぎなかった。

「女子もまた、人の妻となり、母と為りては、よく此必要(兵役一引用者)を知りて、その子をして国民の義務を欠かしむることなきを期せざるべからず」(文部省, 明35, 巻4, p.6 表)。

つまり、教科書の中では、女子教育を要請した第一章でみたところの良妻賢母親はあまり説かれていないのであり、家庭にとっての女の第二次性を強調した良妻論に重点がおかれていた。従って、良妻賢母を育成するために女子教育の必要性が説かれたというよりは、女子中等教育を確立させるためのイデオロギーとして良妻賢母親が登場したのではないとも考えられる。そして

実際の女子教育に於ける女性観とは、第一章でみたような賢母の側面に重点をおいた本来の良妻賢母親とは異なり、良妻論的な色彩の濃い良妻賢母親であったといえよう。

かように女の本来の役割を、第二期教科書では、良妻賢母、特に良妻に求めているが、一方で獲得労働への従事を“万一の場合”という限定付きで半数程度の教科書が認めている。即ち、女の本来の役割をあくまで「内」におきつつ、「外」をも女の副次的活動範囲として許容し、職業教育の必要性が説かれているのである。

「今の世は、女子も、独立して生計を営まざるべからざれば、女子は、相応の學術技芸を修めて、依頼する人を失ふことありとも、悲惨の境遇に陥らざることを務めざるべからず」（井上、明36，巻4，p.81～82）。

第三期 明治44年から大正9年まで

この時期の教科書は第二期の教科書と内容的には大差ない。ただ以前に半数の教科書でしか触れられていなかった、万一の場合に備えての職業教育の必要性が、ほとんどの教科書で述べられるに至った。しかも、第一次大戦下の西欧の女達の働きを例にひきながら、次のように、一般的に獲得労働に女が従事する時期の到来を予想したものもあったのである。

「少くとも生涯の内或る期間は社会に出でて活動するを、其の者の為にも国家の為にも利益ある時代近づけりと思はる」（井上，大5，巻3，p.7～8）。

しかし、こういった傾向の一方で、家事労働の重要性が強調され、女の本来の役割が家事労働にあることが説かれるのである。

「男女は体質・性情を異にし、女子の長所は男子の短所にして、男子の長所は女子の短所なり。故に、男子独りにては完全とならず必ず女子の補助を要し、女子のみにて生存する能はず必ず男子の保護を要す。社会も又両者の一体となり、長短相補ふに依りて其の組織を鞏固にし、其の発達を遂ぐるを得るなり。されば女子は、男子と異なる方面に於て世に尽すべき本分あるを知らざるべからず」（吉田静致，大3，巻4，p.86）。

つまり、教科書に於ける女性観は、良妻賢母主義の立場を堅持しつつ、女権主義の論への接近をみせているのであり、この傾向は第四期になると一層顕著となるのである。

第四期 大正9年から昭和12年まで

この時期になると、獲得労働の従事について、万一の場合だけでなく、家事に支障のない範囲での従事を半数の教科書が言及している。

「一家の主婦でないもの、主婦であっても尚余力あり、余暇あるものは、進んで適当な生産に関係することは望ましい」（下田次郎，大10，巻4，p.111）。

このような家事労働を主としながら、余力で獲得労働へも従事するという考え方から、更に一歩進めて、家事を合理化し、余暇を作ることが奨励され、その余暇に獲得労働をあてるという主張もみられ出した。そして家事の合理化のために、科学的知識の必要も言われるのである。

「現在に於けるよりも、一層合理的に、科学的に家政・育児を処理し得るやうになれば、現時のそれらは、もっと短い時間内に出来る筈である。そこに剩し得た時間を以て職業の時間に充つことは、必ずしも難事ではあるまい」（下田，大10，巻5，p.63）。

第三期に比べて、このように獲得労働への従事が強調される一方で、家事労働の重要性、女の特性発揮の必要性もまた一段と盛んに主張されたのである。

「女子が家庭生活の中心となり夫のよき伴侶となり又子女の立派な教養者となってその使命を十分に果し、もっと妻たり母たる責務を完うすることはこれ女子の生得の天分であり同時に人類文化への無上の貢献である」(服部宇之吉, 昭3, 上級用, p.27)。「家族, 社会, 国家に対して, 女子の一人でも多くが, 其の特長を以て奉仕することを考へるならば, それだけ現代の偽, 悪, 醜なる分子は除去されて, 真, 善, 美がそれに代ることが出来る。女性の力は偉大であるが, その力を有する者の責も亦重大である」(下田, 大10, 巻4, p.72)。

しかも, 第二・三期であまり触れられなかった国家的観点からの女の役割の把握は, ここで新たに盛んに述べられ始める。その一方で, 夫唱婦随の必要性についての言及は半数程度の教科書に減少し, 貞節も夫婦双方に要求する考え方が増加している。また参政権についても, 女にも参政権の必要性を認める考え方が登場してきている。

「我が国でも男子の普通選挙が実施されたならば, 漸次女子にも拡張するのが当然である。女子と雖も男子と同様, 国家の一員として参政権を得ることは, 決して良妻賢母主義と矛盾することはない」(吉田, 大14, 上級用, p.75)。

第二・三期に於ては参政権を認める教科書はなく, 沢柳政太郎に至っては, 家事労働に参政権は妨害になるとして否定していた⁵⁾のが, 第四期になって, 「政治の局面を潤ぼすの利」が女の参政権にあるとして, 許容するようになったのである。

以上の諸点から, 女性観が変化しつつあることは明らかであろう。その変化とは何なのか。それは第一に, 女の役割の国家にとっての第二次的有用性が再確認されたことであり, 家庭にとっての女の第二次性の貫徹から, 国家にとってのそれへと重点が移ったことである。第二に, その第二次性の範囲内で, 女の地位が上昇して男に近づいていることである。そして第三に, 第二・三期の延長としての女権主義への接近が一段とみられ出したことである。

つまり, 第四期教科書に於ける女性観は, 一方では家庭にとっての第二次性から国家にとっての第二次性へと重点を移すことによって, 第一章で述べた女子教育必要論に於ける良妻賢母親の立場へと戻りつつ, 他方では「内」から「外」に女の活動領域を広げる女権主義的な要素も有しているのである。

第五期 昭和12年以降

第二～四期までの教科書と比べての大きな変化は, 一つには, 第四期末期の若干の教科書でもみられたことであったが, 女性道徳が全徳目の一割程度に減少し, 先にあげた女徳が半数の教科書に於てのみ触れられ, 貞節や夫唱婦随がほとんど消えてしまったことである。二つには, 家庭を通しての女の国家的貢献について半数の教科書があまり語らなくなり, 女の国家的貢献として, 獲得労働への従事や銃後の務があげられるようになってきていることである。

「女子は国民の約半数を占めて居るといふ有力な立場にあって, 有力な銃後の人として, 家庭の人として, 十分その任務を尽す外, いろいろ他の積極的な仕事を為すことも考えられよう。国家総動員にあっては, いふまでもなくこれ等の要求も至当とされるのである」(下田, 昭12, 巻4, p.63)。

つまり, この期の女性観は, 良妻賢母の枠から全くはずれたものであり, 女の地位は更に上昇して男に接近しているのである。

以上述べてきた修身教科書に於ける女性観の変遷について, 簡単にまとめておこう。第一期教

科書に於ける女性観は、女大学的女性観から良妻賢母親への過渡的性格を示していたが、第二期になって、良妻賢母親が、良妻論の色彩が濃く、また国家でなく家庭にとっての有用性を強調する良妻賢母親として確立した。そして以後第四期まで、良妻論の色彩を弱めてゆき、国家にとっての有用性を強調する良妻賢母親へと変化する一方で、女の活動領域を「外」にまで拡大する女権主義的立場に接近していくのである。更に、第五期には、戦時下という状況のもとで、良妻賢母親とは全く異なる女権主義的女性観となったのであった。

終 わ り に

第一・二章で述べてきたように、女子教育必要論に於て登場した典型的な良妻賢母親は、修身教科書に於ては現われることはなかったが、しかしながら、修身教科書に於ける女性観は、女権主義との癒着を示しつつ、基本的には良妻賢母主義的なものであった。従って、第二次大戦前の高等女学校の修身教育に於ける女性観は、良妻賢母親的なものであったといえる。そしてそればかりではなく、戦前・戦後を通じて、最も一般的で体制的な女性観がこの良妻賢母親であった。

それ故、明治40年代に入ると、女の現状に満足せず、女解放をめざす人々にとって、これは最大の攻撃対象となったのである。そこで最後に、これらの女解放思想と良妻賢母思想との関連について述べ、本論を終わりたい。

女解放思想は大きく分けて二つの論があった。一つには、女権主義の立場からの女解放論である。それは、家事労働の第二次的価値と女だけがその家事労働に従事することとはそのまま認めながら、女の本来的役割を家事労働に限定することに異議を唱え、女を第一次的価値を有する獲得労働に従事させることによって、女の第二次的位置を克服しようとするものであった。しかしこのような女権主義では、女は家事労働を負担した上で、獲得労働に於て男と競わねばならないために、獲得労働に於ける女の地位は現実には第二次的なものとならざるを得ない。つまり、良妻賢母親と全く変わらないのであり、だからこそ教科書にみたように、女権主義と良妻賢母親が癒着することになったのである。

二つには、この女権主義の立場とは逆に、良妻賢母親と同様男女の性的分業を認めた上で、家事労働の第二次的価値そのものに異議を唱える論がある。例えば、平塚らいてうは、家事労働自体が獲得労働と同様の社会的・国家的価値を持つことを主張している。また高群逸枝は、女の家事労働が担う生命の生産過程を男の支配する生活資料の生産過程に優越するものとみなしている。しかし、現在の社会通念として、獲得労働が家事労働に対して何かしら価値のあるものと考えられるには、それなりの社会的根拠がある。例えば、獲得労働が金を稼いできた上で、初めて家事労働が成り立つことであり、かつ、その獲得労働は偶然性や不安定性のもとにあることなどである。こういう社会的根拠に触れずに、家事労働の獲得労働に対する同等性や優越性を主張して、良妻賢母親を批判しても、良妻賢母親にとっては、女権主義と同様それほど打撃とはならなかったのである。そしてここに、良妻賢母親が現在までの女の生活規範として存続し得た理由があったと言える。

註

- 1) 女性観は、保守的なものであれ、進歩的なものであれ、何を女の本来的役割とするかという点で、大きく二つに分けることができる。一つは家事労働とするものであり、もう一つは家事労働だけでなく獲得労働にまで拡大し、男と同様それを本来的役割とすべきだとするものである。本論では、前者を女性主義の論、後者を女権主義の論と呼び、論述をすすめた。
- 2) 本論で分析した修身教科書を、第二章での時期区分に従ってあげておくが、第一期は高等女学校用修身教科書として編纂されたものでなくても、実際に使用されたものは掲げてある。また、改訂版でも内容が僅かの語句しか変化しないものは省いた。

第一期 明治34年まで

宮内省(西村茂樹)『婦女鑑』明20, 吉田利行『日本女子読本』明23, 山井道子『女子修身鑑』明24, 風当朔朗『日本女鑑』明25, 日下部三之介『日本女子修身訓』明26, 末松謙澄『修身女訓』明26, 西田敬止『帝国女子修身鑑』明26

第二期 明治34年から明治44年まで

文部省(中島力造・篠田利英)『高等女学校用修身教科書』明35, 同, 明40, 井上哲次郎『女子修身教科書』明36, 同, 明36, 同『訂正女子修身教科書』明39, 同『再訂女子修身教科書』明43, 井上円了『中等女子修身訓』明38, 吉田静致『高等女学校修身教科書』明39, 同『改版高等女学校修身教科書』明42, 加藤弘之・中島徳藏『明治女大学』明39, 沢柳政太郎『女子修身訓』明43

第三期 明治44年から大正9年

下田次郎『新定教科女子修身書』明44, 同『新訂女子修身書』大7, 吉田静致『女子教育修身教科書』明44, 同『女子修身書』大3, 同『女学校用修身教科書』大5, 同, 大7, 村上専精『女子修身啓蒙』大元, 井上哲次郎『新編女子修身教科書』大元, 同『新訂女子修身教科書』大5, 沢柳政太郎『修訂女子修身訓』大元, 同『新訂女子修身訓』大7, 文部省『高等女学校用修身教科書』大3, 山本良吉『大正女子修身書』大3, 同『訂正大正女子修身書』大7, 嘉納治五郎・亘理章三郎『女子修身書』大4

第四期 大正9年から昭和12年まで

井上哲次郎『最新女子修身教科書』大10, 同『井上女子修身教科書』大14, 下田次郎『女子新修身書』大10, 吉田静致『女学校用修身教科書』大10, 同『新訂女子修身教科書』大13, 山本良吉『再訂大正女子修身書』大11, 沢柳政太郎『改訂女子修身訓』大13, 榎山栄次・伊藤恵『女子修身教科書』大13, 同, 昭3, 亘理章三郎『女子修身書』大14, 同『新撰女子修身書』昭10, 深作安文『現代女子修身』大15, 大島正徳『女子修身』昭2, 服部宇之吉『女子新修身』昭3, 湯原元一『新制女子修身教本』昭3, 小西重直『昭和女子修身訓』昭6, 同『再訂昭和女子修身訓』昭10, 川村理助『実践女子修身』昭9

第五期 昭和12年以降

下田次郎『女子新修身書』昭12, 亘理章三郎『女子修身訓』昭12, 同, 昭13, 小西重直『新制準拠昭和女子修身訓』昭12, 川村理助『改訂実践女子修身』昭12, 大島正徳『新女子修身』昭12

- 3) 例えば森有礼は『明六雑誌』に次のように述べている。
「女子人ノ妻ト為リ家ヲ治ルヤ其責既ニ輕カラズ、而シテ又ソノ人ノ母ト為リ子ヲ教ルヤ其任実ニ難且重ト云フヘシ。……女子ハ素ト情ニ富ミ愛淵深キ者ナリ、然ルニ少時学ハス既ニ母ト成リ子ヲ育スルニ方リテ其愛力ヲ利用スルノ法ヲ知ラス屢ヲ其淵ニ溺ラス者アリ。故ニ女子ハ先ツ學術物理ノ大体ヲ得、其智界ヲ大ニシテ能ク其愛財ノ用法ヲ通知セサル可ラス」(「妻妾論ノ四」明7, 10)。
- 4) 『明治26年12月現在、公私立高等女学校教科用図書取調表』参照。
- 5) 「若し国政にのみ注意して家政を顧みざる国民ありとせば、その国家は健全なる発達を為すことを得じ。家斉はずして国ひとり治ることを得ざればなり」(明43, 巻4, p.106) と沢柳は女の参政権不可の理由を述べている。